

パブリックコメント手続の流れ

計画、指針、条例等（政策等）の案の作成

政策等の案の公表

添付資料

- ①政策等の案を作成した趣旨及び概要
- ②政策等の案を作成した際の市の考え方
- ③その他、市が必要と認める資料

公表の方法

- ・市ホームページへの掲載
 - ・担当窓口における閲覧・配布
- （手続方法を市広報紙及び市ホームページにより周知）

市民による意見の提出（概ね30日間）

意見提出の方法

- ・書面の提出
- ・郵便
- ・ファクシミリ
- ・電子メール など

市民意見の集約

- ・反映できる意見 ⇒ 案の修正
- ・反映できない意見 ⇒ 理由の取りまとめ

最終案の決定

意見募集結果の公表

- ・最終案
- ・意見の概要及び意見に対する市の考え方

公表の方法

- ・市ホームページへの掲載
- ・担当窓口における閲覧・配布

議会の議決が必要な場合

議会の議決

実 施